平成28年(許)第24号 職務執行停止,代行者選任仮処分命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件

平成29年2月21日 第三小法廷決定

主文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理由

抗告代理人宮家俊治の抗告理由について

- 1 本件は、相手方Y1(以下「相手方会社」という。)の代表取締役であった 抗告人が、平成27年9月30日に開催された相手方会社の株主総会における相手 方Y2を相手方会社の取締役に選任する旨の決議及び代表取締役に定める旨の決議 は無効であるなどと主張して、相手方らに対し、相手方Y2の取締役兼代表取締役 の職務執行停止及び職務代行者選任の仮処分命令の申立てをした事案である。相手 方会社は、取締役会設置会社で、会社法(以下「法」という。)2条5号所定の公 開会社でない株式会社(以下「非公開会社」という。)である。相手方会社の定款 には、代表取締役は取締役会の決議によって定めるものとするが、必要に応じ株主 総会の決議によって定めることができる旨の定め(以下「本件定め」という。)が あり、これが有効か否かが争われている。
- 2 所論は、取締役会設置会社において、定款で株主総会の決議によっても代表 取締役を定めることができるものとすることは、代表取締役の職務執行に対する取 締役会の監督権限を弱めるから、本件定めは無効であるというものである。
  - 3 取締役会を置くことを当然に義務付けられているものではない非公開会社

(法327条1項1号参照)が、その判断に基づき取締役会を置いた場合、株主総会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議をすることができることとなるが(法295条2項)、法において、この定款で定める事項の内容を制限する明文の規定はない。そして、法は取締役会をもって代表取締役の職務執行を監督する機関と位置付けていると解されるが、取締役会設置会社である非公開会社において、取締役会の決議によるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができることとしても、代表取締役の選定及び解職に関する取締役会の権限(法362条2項3号)が否定されるものではなく、取締役会の監督権限の実効性を失わせるとはいえない。

以上によれば、取締役会設置会社である非公開会社における、取締役会の決議に よるほか株主総会の決議によっても代表取締役を定めることができる旨の定款の定 めは有効であると解するのが相当である。

4 所論の点に関する原審の判断は、以上の趣旨をいうものとして、是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 山崎敏充 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官 木内道祥)